○岡垣町小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成８年４月１日岡垣町要綱第４号

改正

平成14年３月４日要綱第１号

平成16年８月13日要綱第８号

平成23年12月８日要綱第19号

令和２年１月31日要綱第23号

岡垣町小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町が交付する小型合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金の額その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第２条第１号に規定する浄化槽をいう。

（２）　小型浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する処理対象人員50人以下の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除去率90％以上、放流水のＢＯＤ20㎎／リットル（日間平均値）以下の機能を有するとともに「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成４年10月30日衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。）が適応される合併浄化槽にあっては、国庫補助指針に適合するものをいう。

（３）　家屋　主に居住の用に供する建物、又は延べ床面積の２分の１以上を居住の用に供する建物とする。

（補助対象地域）

第３条　補助金の対象となる地域は、公共下水道計画区域以外（ただし、計画区域内において整備が概ね７年以上の場合は、補助することができる。）とする。

（補助金の交付）

第４条　町長は、前条に定める地域内において、家屋に小型浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、補助金を交付しない。

（１） 浄化槽法第５条第１項に基づく設置の届出の審査、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項に基づく確認を受けずに小型浄化槽を設置する者

（２） 法人が所有するアパート等

（３） 入居者が確定していない建売住宅

（４） 町税を未納・滞納している者（特別な事情がある者を除く。）

（補助金額）

第５条 補助額は、小型浄化槽本体設置にかかる費用に100分の85を乗じた額（別表に掲げる人槽区分ごとの限度額を超える場合は当該限度額）とする。この場合において、小型浄化槽本体設置にかかる費用とは、小型浄化槽本体とその取り付けの費用とする（小型浄化槽本体と家屋または河川等とを接続するための配管接続費用は対象としない）。

（補助金交付申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１） 位置図（付近見取図）

（２） 住宅平面図（配置配管図）

（３） 浄化槽設置届及び受理書の写し

（４） 工事請負契約書の写し

（５） 工事費用明細書の写し

（６） 誓約書

（７） 小型浄化槽機能保証登録証

（８） 浄化槽設備士免状又は終了証書の写し

（９） 浄化槽認定シート・登録証の写し・浄化槽管理（Ｃ）票（10人槽以下のみ）

(10) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(11) 町税の未納・滞納がないことの証明書（特別な事情がある者を除く。）

(12) その他、町長が必要と認める書類

（交付決定及び書類通知）

第７条 町長は、前条の補助金の交付申請書の提出があったときには、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２ 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第

３号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第８条　前条第２項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第４号）を町長に提出しその承認を受けなければならない。

２　補助対象者は、補助事業が期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（中間検査）

第９条　補助対象者は、浄化槽の埋設時に別に定めるところにより、町長が行う中間検査を受けなければならない。

（実績報告）

第10条　補助対象者は、補助金にかかわる事業完了後１カ月以内（第８条第１項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から１カ月以内）、又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第５号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１）　浄化槽法定検査依頼の写し

（２）　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

（３）　チェックリスト

（４）　工事写真集

（５）　その他、町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第６号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第12条　町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第７号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取消）

第13条　町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消

すことができる。

（１） 不正の手段により補助金を受けたとき。

（２） 補助金を他の用途に使用したとき。

（３） 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（工事の確認）

第15条 町長は、補助事業を適正に執行するため、小型浄化槽の設置状況確認を現場において行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年３月４日要綱第１号）

この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

附 則（平成16年８月13日要綱第８号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月８日要綱第19号）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附 則（令和２年１月31日要綱第23号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

１ 人槽区分	２ 限度額
５人槽	837,000円
６～７人槽	1,043,000円
８～10人槽	1,375,000円
11～20人槽	
21～30人槽	

31～50人槽	

様式　省略